

## 02【金融庁】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>1 銀行の議決権保有制限(5%規制)の緩和</b>					
038140	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 株式会社ヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 株式会社ヤマロジスティクス 長府工業(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	銀行法第16条の3	銀行法の特例により、現行の議決権の取得の制限を緩和(創業支援会社について、「特定子会社」等と同様の取扱いとする)	銀行の議決権保有制限(5%ルール)については、平成25年6月に成立、昨年4月1日に施行された改正銀行法において、地域経済の再活性化及び企業の再生のための緩和措置が図られました。 新制度において、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社について、銀行は投資専門子会社を通じて5%を超えて議決権を保有することが認められております。 更なる要件の緩和に関しては、銀行の健全性に与える影響や新制度の実際の活用状況等を踏まえた慎重な検討を要するところ、要件緩和を直ちに行うことは、適当ではないと考えます。
<b>2 日本銀行の資金運用制限の緩和</b>					
068010	(非公表)	中小企業の貿易取引への低利の資金提供 (外貨準備金と低利の日本円の有効活用)	・日本銀行法第三十三条(通常業務)第1項第一～八号 ・日本銀行法第四十三条(他業の禁止) ・特別会計に係る法律 第七十六条 (外国為替資金の運営)	円と外貨(US\$)の運用制限を緩和する。	○ 日本銀行法上、日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的としています。 仮に日本銀行がこのような業務を行おうとする場合には、こうした目的に照らし、その是非を判断していくものと考えます。  ○ また、外国為替資金特別会計が保有する外貨資産は、本邦通貨の外国為替相場の安定のために必要な為替介入等に備えて保有しているものです。 このため、保有する外貨資産は「安全性及び流動性に最大限留意した運用を行い、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する。」との方針の下で、流動性、償還確実性の高い国債等で運用しているところです。 ご提案頂いたスキームは、本邦通貨の外国為替相場の安定という外為特会の目的とも合致しないほか、リスクの高い資産への低金利での投資となることから対応困難です。